当別町中小企業特別融資制度

中小企業者等の円滑な資金繰りや新規創業を支援します。

融資の対象

①北海道信用保証協会の保証対象業種で、町内にて事業所又は店舗を有し、
　事業を営む中小企業者

②町内で新たに創業する方又は業種転換を行う中小企業者

※全て町税の滞納が無いことが融資の条件となります。

融資の流れ

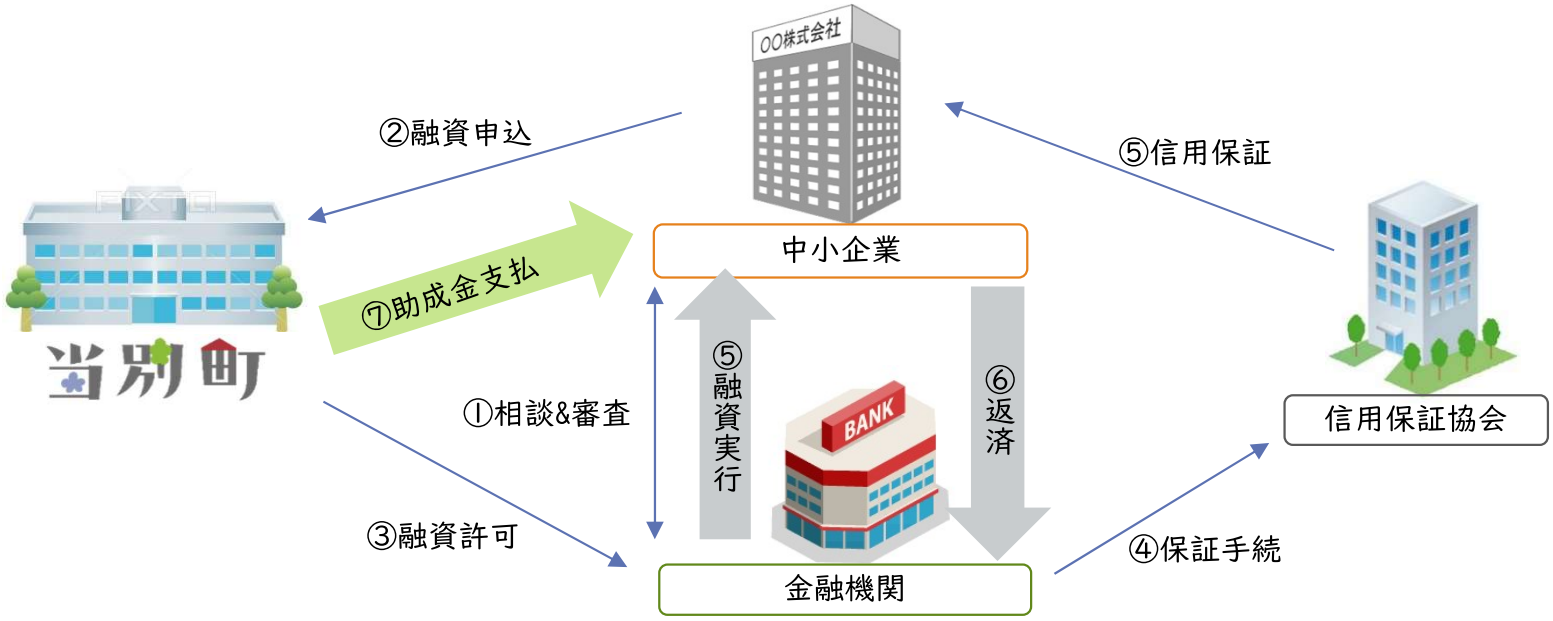

融資の助成内容

①信用保証料	・全額助成
②貸付にかかる利子	・下記表のとおり、一部助成

貸付期間	貸付利率	利子補給 （町負担）
～３年以内	１．３％	８５．７％
３年超～５年以内	１．５％	７５．０％
５年超～	１．７％	６６．６％

融資の種類

資金名	融資額（上限）	返済期間	信用保証料
①事業資金	1,000万円	7年以内	全額補助
②小口資金	500万円	5年以内	全額補助
③研究開発資金	700万円	7年以内	全額補助
④創業支援資金	700万円	7年以内	全額補助

①事業資金　とは
商品資材等の仕入れ資金及び事業活動に必要な資金等及び設備投資に必要な資金のこと

②小口資金　　とは
事業資金と同内容で従業員20人以下(サービス業は5人以下)の事業所にかかる資金のこと
（信用保証協会の保証付融資残高との合計2,000万円まで）

③研究開発資金　　とは
町内の地域資源を活用した研究開発、新商品の製造等のための運転資金及び設備資金のこと

④ 創業支援資金
該当年度に元金の補給もあります。また、飲食店や空き店舗の活用や女性の起業などの条件を満たす場合は補給額の加算措置があります。

融資の手続き

- 事前に下記金融機関にご相談の上、融資の申込み手続きを行ってください。
- 融資申込書及び納税証明書（完納証明書）に、金融機関指定の必要書類を添えて金融機関へ提出してください。

取扱金融機関：北海道銀行（当別支店）、北洋銀行（当別支店）、
北海道信用金庫（当別支店）

お問合せ

当別町経済部産業振興課／電話：0133-23-3129
E-mail：shoko@town.tobetsu.hokkaido.jp